

# 和寒町立和寒中学校いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

平成26年2月策定  
平成31年4月改定  
令和3年3月改定  
令和5年4月改定  
和寒町立和寒中学校

## <はじめに>

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

このため、和寒町立和寒中学校は、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消その他のいじめへの対処のための対策に関する基本的な方針を定め、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境をつくります。

## 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

全教育活動を通して、「いじめは絶対許されない」という土壌づくりをするとともに、いじめの兆候や発生を見逃さない「いじめの積極的認知」（いじめ見逃しゼロ）の徹底、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有します。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

- ① 「いじめ」に当たるか否かの判断は、常にいじめを受けた児童生徒の立場に立つことが重要であり、その判断を表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺状況等を踏まえ、担任などの特定の教職員だけによることなく、学校内に組織されているいじめ対策組織等の組織を十分活用して客観的に判断し、対応します。
- ② 「一定の人的関係」とは、同じ学校の内外を問わず、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団グループなど、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。
- ③ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。  
なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒がおり、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をします。
- ④ 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- ⑤ いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことが

できた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も考えられます。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校におけるいじめ対策組織等へ情報共有します。

## (2) いじめの内容

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとります。

## (3) いじめの認知

- ① いじめに対する理解の深化
  - ・教職員や保護者のいじめに対する認識を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、アンケート結果を活用した法や条例等の正しい理解やいじめに対する認識を深めるための取組の促進を図ります。
  - ・児童生徒やその保護者に対し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、道が作成した資料を活用するなどして広報・啓発活動を進めます。
  - ・学校がいじめ防止基本方針やいじめに対する取組について保護者の理解を図るため、入学式や各年度の開始時にいじめに関する相談窓口の周知を行うとともに、資料を配付し説明を行うなどの取組を進めます。
- ② いじめの積極的な認知に向けた取組の充実
  - ・各学校におけるいじめの積極的な認知に向けて、いじめとして認知すべき具体例を示すとともに、教員同士が自校の実情について協議し合う機会の設定や、協議結果を踏まえた学校での研修の充実を図ります。
  - ・学校においていじめを見逃すことのないよう、アンケート調査や個人面談の実施後、管理職を含めたいじめ対策組織が、それらの結果の検証を適切に行うための留意点をまとめた資料を基に共通理解を図ります。
  - ・いじめの認知が「0」件であっても、その事実を児童生徒や保護者向けに公表するなどして検証を仰ぐような取組の促進を図ります。

## (4) いじめの解消

- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ① いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会や学校いじめ対策組織等の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。
- ② 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。学校いじめ対策組織等においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

## 2 いじめ対策のための校内組織の設置

### (1) いじめ防止対策委員会→学校いじめ対策組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当学級担任による「学校いじめ対策委員会」を設置しています。

- ①いじめの未然防止対策
- ②いじめの積極的認知
- ③いじめの解消に向けた対応 等

### (2) 情報交流会議

緊急性がある場合は随時、定例としては月1回全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合いを行うとともに、いじめについての理解と実践力を深めるため校内研修等の充実を図ります。

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について (別表)

## 4 教育委員会や関係機関との連携

### (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。

<重大事態>

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定されます。
- ② いじめにより学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

### (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また、生徒の生命、心身又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

## 5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。

例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

## 6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規程に基づき、いじめを受けた生徒の保護を第一に考え、いじめを行った生徒に対して適切な懲戒を加えることがあります。その際は教育的配慮に十分配慮し、いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していきます。

7 学校評価の実施

学校は、学校いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じてこれを見直します。見直す際には、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進めます。又、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童生徒の意見を取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努めます。

【別表】いじめ未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校全体としての取組

		生徒にかかわること	保護者にかかわること
いじめの未然防止に関すること		<ul style="list-style-type: none"> <li>○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳・特活・総合)</li> <li>○学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。</li> <li>○「心のノート」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。</li> <li>○正しい判断力(自己指導能力)を身につけさせる。(道徳・特活・総合)</li> <li>○進んで奉仕体験活動に取り組ませる。</li> <li>○児童生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動の推進、いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動に対する支援を行う。</li> <li>○児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童生徒の意見を取り入れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。</li> <li>○携帯電話やインターネットを使うルール作りを行う。</li> <li>○友達の気持ちを踏みにじったり傷つけることの重大さを日頃から子どもに伝える。</li> <li>○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。</li> </ul>
いじめの早期発見に関すること		<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。</li> <li>○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用したりして、生徒から情報を収集する。</li> <li>○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。</li> <li>○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもとの会話をできるだけ多くする。</li> <li>○服装等の汚れや乱れに気を配る。</li> <li>○子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。</li> <li>○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気、普段から作っておく。</li> </ul>
暴力伴ういじめの場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。</li> <li>○休み時間や登下校の際も教師による見回りをを行い、被害が継続しない体制を整える。</li> <li>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。</li> </ul>
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</li> <li>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> <li>○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</li> <li>○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。</li> <li>○被害生徒、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。</li> </ul>

いじめの早期対応に関すること	暴力伴わないいじめの場合	いじめられた側	○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。  ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。	○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ○被害生徒、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。
	行為が見えにくいいじめの場合	いじめられた側	○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。  ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○カウンセラーと連携をとる。	○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。
	直接関係のない者		○傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた生徒の苦しみを理解させる。  ○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気づかせる。	○いじめに気づいたとき、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるよう子どもに育てる。  ○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめ側や傍観者になってならないという気持ち育てるように伝える。

## II 地域・家庭との連携

各家庭での取組	○自分の子どもに関心をもち、子どものさびしさやストレスに気づくことのできる親になれるように啓発する。 ○ダメなときは「叱ることのできる親に！」頑張ったときは「褒めることのできる親に！」を合い言葉に、意識させる。 ○父親の存在が大きく影響することを伝え、母親任せにしないで父親も子育てに参加するよう啓発する。 ○携帯電話やパソコンを使うルールを保護者と本人で話し合っ決めて決める。
地域での取組	○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識をもち、子どもたちに地域から見られているという安心感をもたせるようにする。 ○子どもたちと顔見知りになるために、子どもたちに出会ったときはあいさつや声かけをお願いする。 ○公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。

【いじめ防止年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	いじめ防止対策委員会 ・指針方針 ・指導計画等	事案発生時、緊急対応会議の開催				
	情報交流会議					
防止対策	あいさつ運動 生徒指導支援ツール 「ほっと」	学級・学年づくり 人間関係づくり				
早期発見	ふれあい活動 (休み時間、昼休み)		いじめ アンケート			
	巡視活動 (授業時間)		教育相談週間			

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	情報交流会議	事案発生時、緊急対応会議の開催				
防止対策	あいさつ運動	いじめ防止 標語募集				
早期発見	ふれあい活動 巡視活動					
	いじめ アンケート 教育相談週間					